東京電力(株) 福島第二原子力発電所

平成25年度 不適合管理委員会報告情報(平成25年10月30日(水)分)

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。 法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成25年10月30日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

 区分 I:
 該当なし

 区分 II:
 該当なし

 区分 II:
 該当なし

 その他:
 2 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2 号 機	自主保安試験(残留熱除去系ポンプ(A)手動起動試験)において、試験の未実施項目(残留熱除去系圧力抑制室スプレイ注入弁開閉試験)が認められたため、当該試験を再実施。なお、試験を再実施し結果に問題ないことを確認した。	GⅢ	
2		原子炉冷却材浄化系ポンプ(B)点検において、ポンプ部品(インペラキー2個、スラストベアリングキー2個)の経年劣化による緩みが認められたため、当該部品を交換。	GⅢ	